

# 井吹台谷口公園駐車場管理運営および自動販売機設置業務委託 募集要領

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「協会」という）では井吹台谷口公園駐車場において、駐車場管理運営および自動販売機設置業務の委託事業者（以下「事業者」という。）の選定（見積合せ）について広く応募者を募るため、本要領に必要な手続等について定める。

## I. 資格要件

次の1～4の要件をすべて満たす法人とする。

1. 神戸市内において、令和8年3月31日以前の10年間に3年以上の駐車場管理運営実績のある者
2. 次の①～③のいずれにも該当しない者であること
  - ① 当該見積合せに係る契約を締結する能力を有しない
  - ② 破産者で復権を得ない
  - ③ 国税及び神戸市税の未納がある
3. 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。）であること
  - ① 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
  - ② 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
  - ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
  - ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき
  - ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと

## II.業務概要

### 1. 業務名

井吹台谷口公園駐車場管理運営および自動販売機設置業務委託

## 2. 業務地

別添1 「井吹台谷口公園駐車場」(神戸市神戸市西区井吹台西町8丁目12番)

## 3. 業務内容

別添2 「井吹台谷口公園駐車場管理運営業務委託仕様書」および別添3 「井吹台谷口公園自動販売機設置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、神戸市において公益上その他の必要な場合に管理許可、設置許可が取り消された場合は、その限りでない。

## 5. 施設概要

名称	所在地	収容台数・面積	利用時間
井吹台谷口公園駐車場 (井吹谷口公園内)	神戸市西区井吹台西町 8丁目12番	44台 (うち身体障害者2区画) 約1,200m <sup>2</sup>	24時間

## 6. 納付金

契約期間中の納付金合計額（税抜価格）を提案すること。

納付金の最低金額は、**7,500,000円（税抜）**とする。

## 7. 当事業に関するリスク分担は以下のとおりとする。

項目	内容	協会	事業者
法令変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による。	
	上記以外の法令変更		○
税制等の変更(消費税及び消費税、法人税以外の本事業にかかる新税の成立などを除く)			○
物価変動		※1	○
需要の変動			○
事故発生 (情報漏えい含む)	事業者の責めに帰するもの		○
第三者への賠償	施設・設備の設置に係るもの	※2	
利用者への対応	その他	協議による。	
事業の変更休止	事業者の責めに帰するもの		○
	協会の責めに帰するもの	○	
上記以外の不可抗力(いずれの責めにも当たらない事項)		協議による。	
業務の引き継ぎに関する事項			○

※1 原則として、事業者リスクとしますが、想定されない大きな物価変動などがあった場合、協議とする。

※2 事業者が、善良なる管理者の義務を怠っていた場合、事業者の責任になることがある。

### III.事業者決定までの手続き

#### 1. スケジュール

募集要領の配布	令和7年12月22日（月）午後3時から 令和8年1月9日（金）正午まで (公財)神戸市公園緑化協会のホームページからダウンロードしてください。 U R L : <a href="https://www.kobe-park.or.jp/category/internal">https://www.kobe-park.or.jp/category/internal</a>
質問書受付期間	令和7年 12月22日（月）午前9時から 令和8年 1月9日（金）午後5時まで
質問に対する回答期日	令和8年 1月16日（金）午後5時（予定）
応募書類の受付	令和8年 1月19日（月）午前9時から 令和8年 1月23日（金）午後5時まで
選定結果の通知	令和8年 1月末頃（予定）

#### 2. 応募方法

##### ① 質問書の受付と回答方法

受付期間	令和7年 12月22日（月）午前9時から 令和8年 1月9日（金）午後5時まで
受付方法	「質問書（様式1）」に必要事項を記入の上、上記期間内に、電子メールに添付して「VI.提出先、問い合わせ先(事務局)」に提出してください。 ※件名は「【質問】井吹台谷口公園駐車場管理委託」と明記してください。
回答方法	「質問書」を受付後、回答を（公財）神戸市公園緑化協会のホームページに掲載します。 U R L : <a href="https://www.kobe-park.or.jp/category/internal">https://www.kobe-park.or.jp/category/internal</a> ※口頭や電話による質問、受付期間外の提出には応じません。 ※回答にあたり法人名は非公表とします。
回答日時	令和8年1月16日（金）午後5時までに行う予定です。

## ② 応募書類の受付

受付期間	<p>令和8年 1月19日（月）午前9時から          令和8年 1月23日（金）午後5時まで          ※提出期限を経過した後は、書類の受付をいたしません。また、          提出期限を経過した後の書類の変更及び追加は認めません。          ※提出された応募書類の確認結果により、応募資格を有しない          者については、令和8年1月28日（水）までに電子メールによ          り文書にて通知します。</p>
<p>「見積合せ参加申込書 兼誓約書」           「見積書」</p>	<p>「見積合せ参加申込書兼誓約書（様式2）」          ・落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。          「見積書（様式3）」          ・金額は、算用数字ではっきりと記入すること。          ・金額の前に「¥」マークを記載すること。          ・記入する所在地・会社等の名称・代表者名は、後日契約を締          結する際のものと同一のものにすること。          ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な見          積書は無効とする</p>
提出方法 提出先	<p>電子メールで提出してください。          応募書類データ一式を上記期間内に、電子メールにより「VI.提          出先、問い合わせ先（事務局）」に提出してください。電子メ          ラー受信後に事務局から受付確認の返信メールをお送りし          ます。          ※データ形式はPDFファイルとしてください。          ※セキュリティ対策を行ったうえで提出してください。          ※件名は「【応募】井吹台谷口公園駐車場管理委託」と明記し          てください。          ※電子データの総容量が10メガバイトを超える場合、協会側で          受信ができないため、大容量ファイルサーバー等を活用し、提          出してください。なお、活用できるサービス等が見つからない          場合は、事前に「VI.提出先、問い合わせ先（事務局）」に連絡          してください。          ※事務局が電子メールを受信した後、翌営業日の午後5時まで          に受信確認の電子メールを送付します。受信確認の電子メール          が到達しない場合は、電話により提出先まで確認してください。          応募者がこれらを怠ったことにより電子メールが未達となった          場合、協会は一切の責任を負いません。</p>

### 3. 見積合せの方法

#### (1) 最低金額

- ・見積合せにあたっては最低金額を設ける。
- ・最低金額は、年額 7,500,000 円（税抜）とする。
- ・最低金額を下回る見積額の見積書が提出された場合は、不調となった際の参考扱いとする。

#### (2) 選定方法

- ・見積合せ期限後、ただちに事務局で開札を行い、事業者を選定する。
- ・最も高い金額をもって見積した者を事業者として選定する。
- ・同額の見積者が複数あった場合は、くじ引きにより事業者を選定する。
- ・応募者の見積額が最低金額を上回らない場合は不調とする。不調の場合は最高額を提示した応募者と交渉し、合意があれば当該事業者を委託事業者として選定し、随意契約を行う。最高額を提示した応募者との随意契約ができない場合は 2 位以下の事業者と順に交渉し、随意契約を行うものとする。

#### (3) 選定結果

- ・選定結果は応募した各事業者に個別に通知する。

## IV. 契約の手続き

### 1 契約の締結

選定された事業者は「井吹台谷口公園駐車場管理運営および自動販売機設置業務委託」を協会と締結する。（令和 8 年 2 月予定）

契約書鏡案（様式 5）

### 2 必要書類の提出

選定された事業者は、決定後速やかに必要書類として下記の書類を提出すること。

- (1) 登記事項証明書[履歴事項全部証明書]
- (2) 国税の納税証明書及び神戸市税の滞納がないことの証明書
  - ①国税は納税証明書その 3 の 2 またはその 3 の 3（納税地の所轄税務署で発行）
  - ②神戸市税は滞納がないことの証明書（新長田合同庁舎で発行）

※ 直近の状況のわかる証明書を提出すること。

※ 神戸市内に営業拠点がない等、神戸市税の未納がない証明ができない場合は、納税義務がないということの申立書を提出すること。
- (3) 役員等名簿（様式 4）
- (4) 実施計画書

### 3 その他

- (1) 選定された者の都合により契約締結にいたらなかった場合、今後 5 年間協会が行う本業務類似の事業の事業者選定のための入札・見積合せへの参加を認めない。
- (2) 契約締結後、事業者の用途指定違反、見積合せ条件違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当等誓約書との相違が判明した場合には、直ち

に契約を解除するとともに契約で定める違約金（年間納付金額相当）を協会に納付するものとする。

- (3) 井吹台谷口公園駐車場管理許可・設置許可を市から取り消された場合は、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。
- (4) その他、詳細は契約書で定めるものとする。

別添 1 位置図

- 2 井吹台谷口公園駐車場管理運営業務委託仕様書
- 3 井吹台谷口公園駐車場自動販売機設置業務委託仕様書

様式 1 質問書

- 2 見積合せ参加申込書兼誓約書
- 3 見積書
- 4 役員等名簿
- 5 契約書鏡（案）

VI. 提出先、問い合わせ先（事務局）

〒654-0163 神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階  
公益財団法人 神戸市公園緑化協会  
担当 志方、瀧谷  
電話 078-795-5657  
電子メール partner@kobe-park.or.jp